

ご旅行条件書(要約)

●本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

●募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、株式会社JTB中部(愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4観光庁長官登録旅行業1762号以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

(2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って宿泊機関等の提供する宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。

(3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しすると称する確定書面(以下「予約確認書」といいます)及び、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込みと契約の成立時期

当社は電話その他通信手段により旅行契約の予約申込みを受付けいたします。この場合予約の時点では旅行契約は成立しておらず、予約受付後、当社が契約の締結を電話またはその他の通信手段にて承諾した時点で、旅行契約が成立するものといたします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金(追加代金)は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただけます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただけます。

●旅行代金に含まれるもの

「予約確認書」に明記した宿泊費、食事代、各サービス内容、及び消費税など諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。

●取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には、下記の取消料をいただきます。

- (1)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって8日目にあたる日以前の解除…無料
- (2)旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降の解除…旅行代金の30%
- (3)旅行開始日の前日の解除…旅行代金の40%
- (4)旅行当日の解除(チェックイン時間まで)…旅行代金の50%
- (5)旅行当日チェックイン時間以降の解除または無連絡不参加の場合…旅行代金の100%

●特別補償

当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)及び通院見舞金(1万円～5万円)を支払います。

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

●個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出下さい。

●旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、予約確認書に明示した日となります。

お申込み・お問い合わせ先
(株)JTB中部 GLOBAL MICE事業部

住所:名古屋市中区丸の内1-17-19

キリクス丸の内ビル7F

電話番号:052-211-6721 FAX番号:052-211-3575

営業日・営業時間:月～金(10:00～17:00)

 感動のそばに、いつも。 ※休日:土曜・日曜・祝日・年末年始

総合旅行業務取扱管理者:奥田裕之

旅行企画・実施:(株)JTB中部

観光庁長官登録旅行業第1762号

※総合(国内)旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお訊ねください。